

(11) 事務所衛生基準規則

項目	基準	備考	
事務室の環境管理	気積	10 m ³ /人以上とすること	
	窓その他の開口部	最大開放部分の面積が床面積の1/20未満のとき換気設備を設けること	
	室内空気の環境基準	一酸化炭素 50 ppm 以下とすること 検知管等により測定すること	
	二酸化炭素	0.5%以下 ノ	
	温度	10°C以下のとき 暖房等の措置を行うこと 冷房実施のとき 外気温より著しく低くしないこと	
	空気調和設備の清潔度	浮遊粉じん(約1マイクロメートル以下) 0.15 mg/m ³ 以下とすること デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること	
	供給空気の清潔度	一酸化炭素 10 ppm 以下 ノ 二酸化炭素 0.1%以下 ノ	
	ホルムアルデヒド	0.1 mg/m ³ 以下 ノ 2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカブト-1・2・4-トリアル法等により測定すること	
	室内空気の環境基準	気流 0.5 m/s 以下 ノ 室温 17°C以上 28°C以下になるよう努めること 相対湿度 40%以上 70%以下 ノ	
	測定(中央管理方式の空気調和設備を設けている場合)	室温、湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について 2月以内ごとに1回、定期に行うこと ただし、室温及び湿度については、1年間、基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が維持すると見込まれる場合は、春(3~5月)又は秋(9~11月)、夏(6~8月)、冬(12~2月)の年3回の測定とすることができること	
機械換気設備	供給空気の清潔度	浮遊粉じん(約1マイクロメートル以下) 0.15 mg/m ³ 以下とすること 一酸化炭素 10 ppm 以下 ノ 二酸化炭素 0.1%以下 ノ ホルムアルデヒド 0.1 mg/m ³ 以下 ノ 室の気流 0.5 m/s 以下 ノ	空気調和設備の場合と同様

項目	基準	備考
事務室の環境管理	ホルムアルデヒド	室の建築、大規模の修繕、大规模の模様替を行った場合は、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する 6月から 9月までの期間に 1回、測定すること 2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカブト-1・2・4-トリアル法等により測定すること
		室等の換気 排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること
	燃焼器具	異常の有無の日常点検を行うこと
		室内空気の環境基準 一酸化炭素 50 ppm 以下とすること 検知管等により測定すること
		二酸化炭素 0.5%以下 ノ
	水質	水道法第4条に規定する水質基準に適合させること
		冷却水についても同様に点検を行うこと 点検の結果、必要に応じて清掃、換水を行うこと (1月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
		冷却塔 点検 使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと
		清掃 1年以内ごとに1回、定期に行うこと
	空気調和設備	冷却水の水管についても同様に清掃を行うこと
		水質 水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置をとること
		加湿装置 点検 使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと (1月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
	空気調和設備の排水受け	清掃 1年以内ごとに1回、定期に行うこと
		点検 使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと (1月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間は、該当しない。)
	機械による換気のための設備の点検	初めて使用するとき、分解して改造、修理の際及び2月以内ごとに1回定期的に行うこと 結果を記録し、3年間保存すること

項目		基準	備考
採光・照明	照度	精密な作業 300 ルクス以上とすること 普通の作業 150 ルクス以上 // 粗な作業 70 ルクス以上 //	
	採光・照明の方法		①明暗の対照を少なくすること (局所照明と全般照明を併用) 局所照明に対する全般照明の比 は約 1/10 以上が望ましい
	②まぶしさをなくすこと		光源と眼とを結ぶ線と視線とが なす角度は 30 度以上が望ましい
	照明設備の点検		6 月以内ごとに 1 回、定期に行 うこと
	騒音 の防 止ば れ	カードせん孔機、タイプラ イター等の事務用機器を、 5 台以上集中して作業を行 わせる場合	①作業室を専用室とすること ②専用室はしゃ音及び吸音の機 能をもつ隔壁とする
	給水	水質基準	水道法第 4 条に規定する水質基 準に適合すること 地方公共団体等の行う検査によ ること
		給水せんにおける 水に含まれる 残留塩素	遊離残留塩素の場合 0.1 ppm 以上とすること
		汚染等 の場合	結合残留塩素の場合 0.4 ppm // 遊離残留塩素の場合 0.2 ppm // 結合残留塩素の場合 1.5 ppm //
		排水設備	汚水の漏出防止のための補修及 びそうじを行うこと
清掃等 の実施	大掃除		6 月以内ごとに 1 回、定期に、 統一的に行うこと
	ね ず み 昆 虫 等	踏生場所、生息場所、 侵入経路、被害の状況 の調査	調査の結果に基づいて、ねずみ、 昆蟲等の発生を防止するため必 要な措置を講じること
	殺そ剤、殺虫剤		薬事法の承認を受けた医薬品又 は医薬部外品を用いること
	廃棄物		労働者は、廃棄物を一定の場所 に棄てること
	便所	区別	男性用と女性用に分けること
		男性用大便所	60 人以内ごとに 1 個とすること
		男性用小便所	30 人以内ごとに 1 個とすること
		女性用便所	20 人以内ごとに 1 個とすること
		便池	汚物が土中に浸透しない構造と すること
洗面	手洗い設備	流出する清浄な水を十分に供給 すること	清潔に保ち、汚物を適当に処理 すること
	洗面	洗面設備を設けること	
	被服汚染の作業	更衣設備を設けること	
被服湿润の作業	被服の乾燥設備を設けること		

項目		基準	備考
休憩	休憩	休憩の設備を設けるよう努める こと	
	夜間の睡眠、仮眠	睡眠又は仮眠の設備を設けるこ と	男性用、女性用に区分すること
	50 人以上又は女性 30 人以上	休憩室又は休憩所を設けること	男性用、女性用に区分すること
	持続的立業	いすを備え付けること	
救急用具の備え付け		負傷者の手当に必要な用具、材 料を備えること	備え付け場所及び使用方法を周 知すること

(注) 事務所換気設備設置届に関する規定については、平成 6 年 7 月 1 日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合された。